

令和5年度
スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）
補助金の公募について（公募要領）

北九州市は、スタートアップ・エコシステム推進拠点都市として、強みである「環境・ロボット」やDX分野を中心にテック系エコシステムの形成に取り組み、市内のものづくり企業とスタートアップとの掛け合わせによる「ものづくり起業地帯」の実現を目指しています。

また、新たな挑戦として「宇宙・半導体」の未来産業分野の推進を大学と連携して行っていきます。

「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）」（以下「本事業」）は、北九州市を拠点に事業成長を目指すスタートアップ企業に対して、最大で2千万円の補助金交付に加え、産学官金が連携した伴走支援を行う事業です。

この公募では、本事業を通じて、北九州市の課題解決への寄与や雇用の創出を積極的に図っていかうとする熱意のある企業を募集します。

本事業への応募を検討される場合は、本公募要領及び「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）補助金交付要綱」に従いご応募ください。

1 本事業の概要

（1）目的

拠点都市の実施主体である「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」）では、北九州市から大きく成長するスタートアップの輩出（ユニコーン1社）と、市内で活躍するスタートアップの件数増加（100社）を、令和6年度までの目標として掲げています。

本事業では、優れた目利き能力を有するベンチャーキャピタル等に協調する形で資金支援を行うことで、スタートアップの成長を加速させることを目的としています。

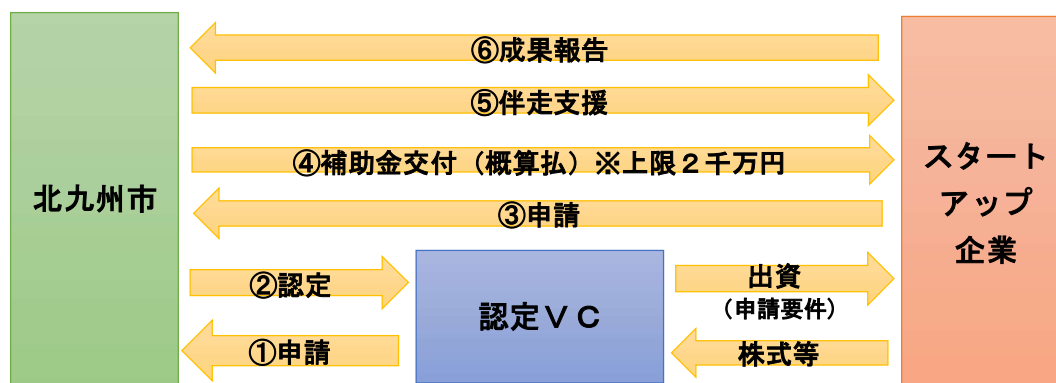
また、本事業を通じて、市外のスタートアップに北九州市を知ってもらい、北九州市を拠点に事業成長していただくことで、北九州市の更なる産業の活性化を図ることを目的としています。

（2）概要

北九州市が認定したベンチャーキャピタル等（以下「認定VC」）が出資したスタートアップ企業に対して、北九州市を拠点とした事業化の取組に係る費用の一部を補助します。

（上限額）①環境・ロボット・DX：2千万円 ②その他：1千万円 ※補助率2/3

【スキーム】



2 応募要件

(1) 応募要件

以下の要件を全て満たす必要があります。なお、④の「新たに補助事業を開始しようとする者」につきましては、補助金の交付決定後30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出してもらいます。

要件	
①	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業（※）に該当しないこと。
②	法人格を有すること。
③	市区町村税を滞納していないこと。
④	北九州市内に本社若しくは事業所（支店、営業所等）を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
⑤	令和3年4月1日以降、認定VCからの出資を受けていること。
⑥	前年度において、本補助金の交付を受けていないこと。
⑦	前年度以前において、本補助金の交付を受けたときに実施した補助事業と同一の事業ではないこと。
⑧	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※ みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が、1,000人超の法人）から2分の1以上の出資をうける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

(2) 認定VC一覧（五十音順）

	名称	所在地
①	ANRI 株式会社	東京都渋谷区
②	AA ファンド有限責任事業組合	東京都渋谷区

③	AA ファンド2号有限責任事業組合	東京都渋谷区
④	株式会社 NCB ベンチャーキャピタル	福岡市中央区
⑤	epiST Ventures 株式会社	東京都新宿区
⑥	株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ	福岡市中央区
⑦	株式会社エフベンチャーズ	福岡市中央区
⑧	Gazelle Capital 株式会社	東京都目黒区
⑨	QB キャピタル合同会社	福岡市早良区
⑩	株式会社先端技術共創機構	東京都文京区
⑪	GxPartners 有限責任事業組合	福岡市中央区
⑫	栖峰投資ワークス株式会社	京都市下京区
⑬	株式会社ゼロワンブースターキャピタル	東京都千代田区
⑭	株式会社 Deep30	東京都文京区
⑮	株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ	東京都文京区
⑯	株式会社ドーガン・ベータ	福岡市中央区
⑰	DRONE FUND 株式会社	東京都渋谷区
⑱	日本ベンチャーキャピタル株式会社	東京都千代田区
⑲	HAKOBUNE 株式会社	東京都中央区
⑳	ひびしんキャピタル株式会社	北九州市八幡東区
㉑	Beyond Next Ventures 株式会社	東京都中央区
㉒	三菱 UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区
㉓	株式会社みらい創造機構	東京都渋谷区
㉔	山口キャピタル株式会社	山口県下関市
㉕	ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区
㉖	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区

3 本事業の内容

(1) 補助対象事業

新たな産業の創出に向けた製品・サービスの事業化に係る取り組みを行い、コンソーシアムが目指すビジネスによる SDGs 未来都市の実現に資する事業であること。

(2) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内を前提条件とし、以下の3つの額のうち、一番小さい額を交付額の上限とします。

金額		内容	
①	認定VCから出資を受けた額	令和3年4月1日から申請までの間に出資を受けた額(複数の認定VCから出資を受けている場合、合算した額とすること可能)	
②	補助対象経費の3分の2以内の額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	
③	補助上限額 (2千万円又は1千万円)	環境、ロボット、DXの分野	2千万円
		上記以外の分野	1千万円

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するうえで必要となる最も安価かつ効果的な以下に関するものを対象（旅費以外の経費にかかる消費税相当分は対象外）とします。対象となるかどうか判断に迷う場合は事前にご相談ください。

経費項目	内容
土木、建築工事費	機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、ならびに付帯する電気工事に要する経費
機械装置等製作・購入費	補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入・設置に要する経費（取得価額が10万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が1年以上のもの）
消耗品費	補助事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費（取得価額が10万円未満（消費税込）、または使用可能期間（法定耐用年数）が1年未満のもの）
保守・改造修理費	プラント及び機械装置等の保守、改造、修理に必要な経費
労務費	補助事業に直接従事した人員の人件費（アルバイト、パートを含む）※バックオフィス業務にかかる人件費は対象外
旅費	補助事業を実施するために必要とする人員の旅費、滞在費
外注費	補助事業実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
研究開発費	補助事業の実施に必要な研究開発に要する経費（人件費、外注費、消耗品費等）
その他経費	上記経費の他、補助事業実施に直接必要な経費（知的財産権関連経費、会議費、通信料、借料、図書資料費、運送費、技術指導費、学会等参加費等）※支払家賃、交際費、食料費等は対象外

※ 対象外経費について

- ・ 上記の経費であっても、支払を証明することができないものは対象外とします。
- ・ 人件費（労務費、研究開発費）にあつては、バックオフィス業務（経理、労務、広報、総務などの業務）に主として従事する人員のものは対象外とします。また、役員報酬も対象外とします。
- ・ その他、支払家賃（応募要件である事業所設置にかかる費用を含む。）、交際費、食料費、金融機関への振込手数料、代引き手数料等も対象外とします。

※ 交付申請時に提出が必要となる資料について

- ・ 申請にあたっては、1品当たりの単価が20万円以上（消費税込）の経費を計上する場合は見積書を添付してください。また、1契約が100万円以上（消費税込）の経費を計上する場合は、原則2者以上の見積書（見積競争の実施。ただし、特別な理由があり、業者が1者に特定される場合は、指定様式（経費予算明細書）にその理由（業者が1者に特定される理由、価格の妥当性）を記載すること。）の他、仕様書、契約書案を添付してください。
- ・ 人件費（労務費、研究開発費）は原則、時間単価（令和4年度の直近の時間単価）を基に計算します。また、基本給与のほか、諸手当（ただし、扶養・住居・時間外勤務手当、賞与及び臨時的に支給する手当は除く）及び法定福利費を含めることができます。

申請にあたっては、時間単価の算出根拠となる給与明細書や雇用契約書の他、就業規則、労働協約、給与規則等の就業に関する書類を添付してください。

- ・ 旅費の額は、各申請者において旅費規程がある場合はそれに基づいた金額、旅費規程がない場合は実額（インターネットなどの手段により確認した運賃・料金の額）とします。申請にあたっては、旅費規程の提出とともに、指定様式（経費予算明細書）に、単価、数量など（出張者、用務先、日時、目的など）を記載して提出してください。

（４）補助期間

補助金の交付決定日～令和6年3月31日

4 本事業の全体スケジュール

項目	時期	内容
公募開始	6月16日(金)	本公募要領及び補助金交付要綱に従いご応募ください。
書類提出期日及び公募締切	7月14日(金)	提出書類については、「5申請手続き」をご覧ください、期限までに提出物に漏れが無いようご提出をお願いします。
審査	7月21日(金)	外部専門家を含む審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。
採択企業決定(審査結果通知)	7月末頃	申請者全員に対し、採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を、不採択企業には不交付決定通知書を送付します。
補助金交付(概算払)	10月頃	補助金の概算払いを希望する場合、交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額を交付します。
事業の取組期間	8月頃～2月末	交付決定後、翌年2月末日を目途に補助事業で行う取組を完了していただきます。 また、月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）の他、各企業のニーズに応じた伴走支援を行います。
成果報告会	3月中	補助事業の成果の披露を行っていただきます。 (本市主催)
補助金の精算	4月	補助事業の実績報告を行っていただき、補助金の額の確定及び精算払いを行います。 一方、補助金の概算払いを受けた場合で、その額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。
事業推進	4月以降	4月以降3年間は、引き続き北九州市内に本社若しくは事業所を置いて事業を推進していただきます。 (補助金交付条件)

5 申請手続き

(1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。(必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。)指定様式は、北九州市のホームページよりダウンロードしてください。

(URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/326_00037.html)

提出書類		
①	第1号様式	補助金交付申請書
②	別紙1	申請者の概要
③	別紙2	事業計画書
④	別紙3	経費予算明細書
⑤	(指定様式無)	別紙3の積算根拠のわかる資料 ・1品当たりの単価が20万円以上(消費税込)の経費は、見積書を添付 ・1契約100万円以上(消費税込)の経費は、原則2者以上の見積書の他、仕様書、契約書の案を添付
⑥	別紙3-1	人件費予算明細書
⑦	(指定様式無)	別紙3-1の時間単価の算出根拠となる資料 (給与明細書や雇用契約書の他、就業規則、労働協約、給与規則等の就業に係る書類)
⑧	別紙4	出資報告書(※)
⑨	別紙4-1	補助金交付申請者の評価及びハンズオン計画(※)
⑩	別紙5	役員等名簿
⑪	別紙6	暴力団排除に関する誓約書
⑫	(指定様式無)	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
⑬	(指定様式無)	株主名簿(持ち株比率のわかるもの)
⑭	(指定様式無)	直近の市区町村税の未納の税額がないことの証明 (各市区町村(東京都の場合は都税事務所)で発行される納税証明書)
⑮	(指定様式無)	直近2期分の決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書)

※ 別紙4及び別紙4-1の書類は認定VCに記載していただく必要があります。

(2) 提出方法

以下のURLにアクセスし、上記(1)の提出書類と提出書類チェックシートをアップロードして提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

アップロード先のURL(Googleフォーム)
URL : https://forms.gle/GoNtyQ8akkYf3Qtu7

※ アップロードに際してはGoogleアカウント(無料)の作成が必要です。

作成方法 : <https://support.google.com/accounts/answer/27441?hl=ja>

(3) 提出期限

令和5年7月14日(金) 17時必着

6 審査等

(1) 審査方法

外部専門家を含む審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。提出書類の内容に基づいた自由形式のプレゼンテーションを5分程度行っていただいた後、審査員より質疑を10分程度行います。資料を投影してプレゼンテーションを実施する場合は、提出書類を用いずに別途作成したものを投影資料として利用しても構いません。

(2) 審査会の日程

令和5年7月21日(金)午後 ※時間や開催方法等については別途案内

(3) 審査基準

審査は以下の観点で行います。

評価項目		評価の視点	配点
事業性	社会性	・社会へもたらすインパクトの大きさ・広がりはあるか。 ・SDGsで掲げる社会課題解決と両立するものか。	10点
	先進性、 競合優位性	・競合相手に対して優位な技術や特許等を有し、その技術等は模倣困難なものであるか。	10点
	市場性、 成長性	・ターゲット顧客が明確で需要が見込めるか。 ・参入市場は成長可能性・収益性があるか。	10点
	実現可能性	・翌年度以降3年以内(研究開発型スタートアップの場合は5年以内)に事業推進の成果が得られる可能性が高いか。	10点
北九州市 での取組	北九州で 取り組む 意義	・北九州市の現状・課題を理解しており、課題解決ができるプロジェクトの提案であるか。 ・本プロジェクト推進時の連携先や販路開拓先として想定される事業者や団体は明確か。	10点
	成果目標、 実施体制	・設定目標は挑戦的かつ実現性の高いものか。 ・本プロジェクト及び経理事務を遂行できる実施体制となっているか。	10点
北九州市 への貢献	翌年度以降 の取組計画	・翌年度以降3年間の北九州市を拠点に事業を推進する計画が具体的に検討されているか。	10点
	北九州市 への定着	・北九州市で自社の事業拡大(売上、雇用、事業所拡大、設備投資等)をどの程度見込んでいるか。	10点
その他 (加点)	市内企業	・北九州市内に本社または主たる事業所を有するか。	10点
	重点分野	・北九州市が重視する「環境・ロボット」産業の強化、ものづくりDX推進、「宇宙・半導体」関連産業の推進に資する技術や特許、実績を有するか。	10点
合計			100点

(4) 採択企業の決定（審査結果の通知）

採択企業は、審査会を参考に北九州市が決定します。

審査結果は、7月末ごろに通知を送付予定です。採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した補助金交付決定通知書を、不採択企業には補助金不交付通知書を送付します。

審査の内容によっては、適正な補助金の交付を行うため、申請内容に修正を加えた内容で交付を決定する場合がありますが、交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。

また、交付条件は以下のとおりであり、条件を満たさない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

交付条件	
①	補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
②	補助対象経費における各経費項目の金額を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を必要としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各経費項目において、20%以内の額を増減する場合 ・ 一つの経費項目において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が補助対象経費全体の5%を超える増減とならない場合
③	補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
④	補助事業が予定の期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
⑤	補助事業の経理については、補助事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
⑥	<u>申請の時点で北九州市内に本社若しくは事業所を設置していなかった場合は、交付決定通知書に記載してある日の翌日から起算して30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。</u>
⑦	<u>補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以降3年間は、引き続き北九州市内に本社若しくは事業所を置いて事業を行うとともに、その状況について、毎年報告書を提出しなければならない。また、この期間中、北九州市内における雇用の創出に努めなければならない。</u>
⑧	将来、この補助事業の成果に基づいて収益が生じた場合は、北九州市への寄附や北九州市の産業振興への貢献に努めなければならない。
⑨	⑦及び⑧の事項については、この通知に記載してある日の翌日から起算して30日以内に覚書を結ぶこととする。

7 採択後の流れ

(1) 補助金交付（概算払）

補助事業を実施するために必要がある場合は、補助金の概算払を行うことができます。概算払を受けようとする場合は、概算払請求申請書（別途案内）の提出が必要であり、概算払の額は、審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額とします。

(2) 補助事業の実施期間

補助金の交付決定日（補助金交付決定通知書に記載のある日）から翌年3月末日までを補助事業の実施期間とします。ただし、取組自体は翌年2月末日を目途に完了していただき、3月は成果報告会の準備、未払い分の補助対象経費の支払いや事業報告書の作成等の補助金の精算手続きに充てていただきます。

また、補助事業の実施期間中は、月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）のほか、各企業のニーズに応じた伴走支援を行います。

(3) 成果報告会

令和6年3月中下旬を目安に、本事業の成果発表の場を設けます。日時含め開催方法については、決定し次第ご案内します。

(4) 補助金の精算

補助事業完了後、以下の報告書をご提出していただきます。本書類を受理後、最終的な補助金の額を確定（精算）し、補助金の概算払いを受けていない場合は、補助金を交付します。なお、補助金の概算払いを受けた場合で、その額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

実績報告における提出書類 ※別途案内
実績報告書
事業報告書
経費支出明細書
領収書等支払いが確認できる書類の写し
取得財産等管理台帳

(5) 事業推進

補助事業完了後（4月以降）3年間は、引き続き北九州市内に本社若しくは事業所を置いて事業を推進していただくとともに、その状況について毎年報告書を提出していただきます。

8 その他の注意事項

(1) 併給制限

本事業への申請内容と同一事業内容で、同一年度中に北九州市及び関係団体が実施する以下の事業等の資金助成を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできません。
(申請自体を妨げるものではありません。)

事業名	実施団体
スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業(実証支援事業)	北九州市 (産業経済局スタートアップ推進課)
北九州市中小企業技術開発振興助成事業	北九州市 (産業経済局中小企業振興課)
環境未来技術開発助成事業	北九州市 (環境局環境イノベーション支援課)
研究開発プロジェクト支援事業	公益財団法人北九州産業学術推進機構

(2) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合には、補助金を返還していただきます。

取り消し事由	
①	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
②	補助対象経費に該当しない用途で補助金を使用した場合
③	補助金の交付条件及びその他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合

9 問い合わせ先等

本公募に関するお問い合わせは、下記までEメール(急ぎの場合は電話)にてお願いします。ご希望する場合は、オンラインによる個別面談(30分程度)にて対応します。

また、下記サイトにて、事業説明動画及び前年度採択企業によるトークセッションを公開していますので、本公募要領と併せてご確認ください。

<問い合わせ先等>

■事業計画書、書類の提出方法、審査に関する問い合わせ

スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業運営事務局
(受託業者:有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所)
担 当:澤村(サワムラ)
Eメール:sit.kitaq@gmail.com 電話番号:080-7069-7396

■その他に関する問い合わせ(応募要件、提出書類、補助対象経費など)

北九州市産業経済局スタートアップ推進課
担 当:小濱(オバマ)、井上(イノウエ)
Eメール:san-startup@city.kitakyushu.lg.jp 電話番号:093-551-3605

■公式サイト等

- ・サイトURL:<https://sit-k.net/trial02>
- ・事業説明動画URL:<https://youtu.be/KdckJKmqAgQ>